

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

2014年11月合併特大号



今月の特集①

労災における給付と 事故報告書

労災が起きたら給付(お金)がもらえる。と言うイメージですが、給付の申請だけでなく、事故の報告をしなければならない場合があります。この報告を忘れると...



今月の特集②

パートタイム労働法 の改正

※こちらの記事は、顧問先さまのみの配信となります。

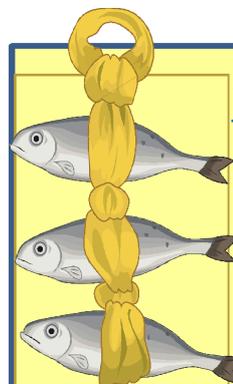
ご希望の方は問合せフォームより「2014年11月号特集②配信希望」の旨送信ください。



今月の数字

今月は3本立てです。

- 17.474%
- 802円
- 平成27年度



ちよつと一服 さかなコーナー

公魚

「ここにも進化の波が」

久しぶりの事務所報発行となってしまいました。
いろんな方から「事務所報やめたの?」「今月号送られてないんだけど?」などお問い合わせをいただきました。
言い訳ですが、ありがたいことになんだかんだで忙しくさせて
いただいております(突発的なトラブルもありましたが...)、
つつい発行できずにいた次第です...。
今後はスケジュールリングをしっかりと、以前のように定期発行できるようにします。(しないといカンですね。)



今の特集①：労災における給付と事故報告書

労災という「仕事を休んだ時にお金がもらえる」というイメージがあると思います。労災事故で仕事を休んだからお金(給付)がもらえる。ということは、そもそも労災事故があったことを言わなければなりません。

「**労災事故の報告をして、その事故による休業ならば給付がもらえる。**」というイメージです。この事故の報告を忘れずにすることが重要です。

★事故の報告

「労災が起きたら事故の報告を」と言いましたが、細かく言うと報告義務があるのは「労災事故による休業が4日以上」のときです。法律上、休業4日未満の場合は3ヶ月毎に提出します。もちろんすぐに報告しても何ら問題ありませんし、弊社では出したほうがいいと思っています。

この報告は、役所で「どんな時に、どんな作業をしていて、何をしていた、どこを、どんな状態になったか？」を知らせるために提出をします。

この報告を怠ると、労基署の調査が入ったり、是正勧告を受けることもありますので注意が必要です。

★給付の種類：どんな時に労災給付を受けられるのか？

工作中的の労災事故の主な給付として、

- ◆ 労災事故でケガ：療養補償給付
- ◆ 労災事故で休業：休業補償給付

があります。

ほかに薬局で薬をもらった、障害(障害補償給付)が残ってしまった、死亡した場合の遺族(遺族補償給付)への給付などがあります。

【療養補償給付】

これは、労災でケガをして病院に行ったときにお金を払わずに**治療を受けられる給付**です。

“給付”と言うとお金でもらえる印象がありますが、

「タダで治療が受けられる ⇒ 治療費をもらっている」という現物給付です。

細かいことを言うと、この給付は「労災指定病院」でなければ給付対象となりません。

労災指定病院以外の病院で治療をした場合、いったん10割を払って、あとで労災給付としてお金で精算することになります。

ですから、実際に労災で病院に罹るときは「労災指定病院」かどうかをチェックしたほうがいいでしょう。(大半の病院は労災指定病院です。)

【休業補償給付】

文字通り、労災で**仕事を休んでいる期間に、賃金の補償**をしてくれる給付です。

ザックリですが、休業1日につき**1日の給与額(平均賃金)の80%**がもらえます。

細かいことを言うと、休業4日目から出ます。逆に言うと休業が3日までだとこの給付は出ません。

このほかにもケースにより様々な給付があります。給付によって提出書類や添付書類が異なりますので、混乱する人が多いのも労災手続きの特徴です。

でも、一番いいのは**“労災事故が起きないこと”**ですね。

労災事故が起きていなくても、普段からヒヤリ・ハットが起きたときにみんなで対策を考えて、その教訓を共有することで事故の未然防止をすることが重要です。

今月の数字①：17.474%

この数字は平成26年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料率です。(一般被保険者)

今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成26年9月分(同年10月納付分)から平成27年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

◎一般の被保険者の場合 (会社負担分+個人負担分)
(現行) … 17.120%
(平成26年9月(10月納付分)～)… **17.474%** となります。

厚生年金保険料は等級別に設定されていますので、今回の改正で給与等の総額が25万円の人個人の個人負担分の厚生年金保険料は、22,256円から 22,716円になります。

社会保険料は、春に健康保険料、秋に厚生年金保険料と年2回保険料が上がります。
また、給与からの天引きのタイミングは、翌月徴収なのか当月徴収なのかで異なりますので、注意が必要です。また、算定基礎届の反映もこのタイミングで行います。

ちなみに社会保険料の納付は、翌月納付の会社が多いと思います。(9月分の保険料を10月末日に納付。)この場合、10月の支給給与から変更した保険料を天引きをすることが多いです。

※社会保険料の給与天引きのタイミングに関する法的ルールはありません。
社会保険料変更のタイミングは、会社によりルールや方法が異なりますので、それに合わせて行ってください。

今月の数字②：最低賃金の改定

この数字は平成26年10月から改定された最低賃金額です。
10月からほとんどの都道府県で最低賃金の改定がされます。

最低賃金額は、毎年10月に改定されます。そのほか、産業別の最低賃金(特定産業別最低賃金)が12月～2月にかけて改定されますのでご注意ください。

主な近隣都県の最低賃金を下記にまとめましたので、自社の給与が最低賃金を下回っていないかチェックしてみてください。

時給(円)	東京都	埼玉県	神奈川県	千葉県	
適用時期	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	
新最低賃金	888	802	887	798	
旧最低賃金	869	785	868	777	単位(円)

今年の改定額は、全国平均で前年比で14円上がっています。去年今年と大幅な引き上げとなりました。

この2年続けての大幅な改定は、「最低賃金額が生活保護水準を下回っている」という事態の解消のためですが、「今回の改定でほぼ是正された」と公表されていますので、来年からは数円単位になると思います。

特別徴収や給与計算等のご質問やご相談は、
当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

(C) 2014. なかお事務所 All Rights Reserved

今月の数字③ <平成27年度>

雇用を増やす企業を減税するなど税制上の優遇制度(雇用促進税制)が延長されました。

事業年度中に**雇用者数を増加**させるなど一定の要件を満たした事業主に対する**税制優遇制度(法人税の税額控除)**が、平成27年度まで2年間延長されました。

★主な要件として

- ✓ 青色申告書を提出する事業主であること
- ✓ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと(退職勧奨を含む)
- ✓ 適用年度(※1)に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加(※2)させていること
- ✓ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額以上であること
- ✓ 風俗営業等を営む事業主ではないこと などがあります。

※適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークに提出し、計画達成したら、事業年度終了後2ヶ月以内に、本社を管轄するハローワークへ計画の達成状況を確認してもらう必要があります。

※1 平成26年4月1日～平成28年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。

個人事業主の場合は、平成27年1月1日から平成28年12月31日まで。

※2 当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度になります。

ちょっと一息さかなコーナー

なかなか釣りに行けなかったのですが、ここに来てようやく落ち着いてきたので、先日ワカサギ釣りに行ってきました。



ワカサギ釣りは真冬に凍った湖での穴釣りをイメージされるかと思いますが、穴釣りができる湖は少なく、またほとんどの湖で1月～3月までと短い期間です。

実は、ワカサギはボートでの釣りがメインとなります。

ワカサギ釣りの道具が進化していて、昔は「手バナ竿」と言って、短い竿に糸が巻いてあり、魚がかかると自分で糸を手繰り寄せせるのがメインでした。今までは、リールを使うのが一般的になりましたが、近年ワカサギ用の電動リールまで出ています。ハイテクな釣りになってますね。

実は、この電動リールを買ったのですが、衝撃を受けるくらい便利で快適でした。

魚が掛かったらボタン1つでウィーンと勝手に巻き上げてくれます。私は2本の竿を使って釣るのですが、巻き上げている間にもう1本の竿で釣りができます。

釣ったワカサギは天ぷら、から揚げ、フライ、南蛮漬けなどで食べますが、私はフライが一番好きです。今年は何回ワカサギのフライが食べられるかな？

編集後記

早いものでもう11月ですね。

少し前までクールビズだったのに、気が付けば朝晩は、そろそろマフラーをしたいくらいの寒さになっています。

こんな調子であつという間に年末を迎えるんでしょうね。

今月は、年末年始にバタつかないようにスケジューリングと準備をしっかりとしたいです。

(平成26年11月号)



なかお事務所
特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール: info@nakao-jimusho.com
H P : <http://nakao-jimusho.com>
T E L : 048-476-5753